

## 論文要旨

氏名 内田敬介

論文題目 (外国語の場合は、和訳を併記すること。)

両大戦間期の農民運動史研究～熊本県を中心に～

---

---

---

---

---

論文要旨 (別様に記載すること)

- (注) 1. 論文要旨は、A4版とする。  
2. 和文の場合は、4000字から8000字程度、外国語の場合は、2000語から4000語程度とする。  
3. 「論文要旨」は、フロッピーディスク(1枚)を併せて提出すること。  
(氏名及びソフト名を記入したラベルを張付すること。)

(論文要旨)

## 両大戦間期の農民運動史研究～熊本県を中心に～

両大戦間期に小作争議が多発し、わが国における農民運動が盛り上がった。この間の農民運動を経済的・社会的・政治的および運動主体の思想面にわたって総合的に研究を行うため、1. 農民運動の歴史的背景、2. 熊本県における小作争議の実態と展開、3. 熊本県八代郡で起きた郡築小作争議の解明について考察を行った結果、以下のことが明らかになった。

### 1. 小作争議の歴史的背景

小作争議が起きる歴史的背景には、経済的背景（独占資本主義の発展段階と地主的土地所有との関係）、社会的背景（大正デモクラシーやファシズムとの関係）、および政治的背景（二大政党政治との関係）などがあった。最近では運動主体の営農やくらしの面や思想（意識の変化）まで掘り下げた研究が課題となっている。

林氏は、小作争議の歴史的背景として「小作農民の生存権思想の萌芽があった」としている。<sup>1</sup>また、大門氏は「小作農民の意識の変容」を重要視している<sup>2</sup>。いずれも、従来いわれていた小作農民の経済的・社会的・政治的背景だけでなく、小作農民の思想（意識）の変容を重要視している。

分析の結果、熊本県は寄生地主が九州の中では一番多かった。それを支えたのが県・地主会・県農会・肥後米券社などであることが明らかとなった。これらが連携して、小作農民に肥後米改良（小作米検査制度の強化など）を強いることになったが、このことが小作農民に負担となり、争議が発生する背景の一つとなった。

また、第1次大戦後、米と繭が商品作物として比重が増大した、一方では農業経営費の中で「金肥」の増大、雇用労賃の上昇によって、小作農民は高額小作料の矛盾を認識した。このことが、小作争議が起きる経済的背景であった。これは西田氏が歴史的背景として指摘した「商品生産小作農の出現」と評価が重なる。

政治的背景について分析の結果、熊本県は国権党（憲政会→民政党）と政友会の二大政党の党争がはげしく、党勢拡大のために農会選挙干渉や反対派の小作農民から小作地を引き上げるなど小作争議が起きる歴史的背景となった。このことは、水野氏の評価「政争県熊本における小作争議の特色である」と同じである。

社会的背景の分析の結果、大正デモクラシーの下で、農民は、農民運動・労働運動・水平社運動・学生運動などの社会運動や青年団活動、また文芸活動などを通じて、学習の機会を得て、

<sup>1</sup> 林有一「農民運動史論」『近代日本農民運動史論』日本経済評論社、2000年、p 25

<sup>2</sup> 大門正克『近代日本と農村社会』（日本経済評論社、1994年、p 68～69

人権（自由・平等・生存権など）や団結・連帯などを学んだことが明らかとなった。

小作争議を起こす内発的な動機＝思想はどうだったか、不知火村小作争議のリーダーであった山崎の認識「百姓の筋道を通したものでした」＝耕作権や郡築小作争議での開墾権＝所有権要求の根底には「農地をつくり、土を耕し作物を育て、実らせるのは自分たちの仕事（労働）である」ことの確信があったと考えられる。このことが地主的土地所有の矛盾を触発させた。

また、郡築小作争議で杉谷つもは、「地主の子供も、小作人の子供も生まれたときは真裸」と訴えたが、そこにはうまれた子供のいのちには格差はないのだという「いのちの平等」思想があったと考えられる。このことは、林氏、大門氏が指摘した小作農民の思想の変容と同じである。

## 2. 時期区分について再検討の必要性

時期区分については、これまで西田美昭氏による規定がベースとしてなされてきた。西田氏によれば、“地主的土地所有解体をめぐる地主的再編と農民的改革の対抗”というのが小作争議の歴史的な性格規定である。<sup>3</sup>さらに、西田氏は、日本資本主義の発展段階に即した地主制の時期区分に対応した区分をしている。

今回、熊本県の小作争議を研究した結果、小作争議発生件数が1922年をピークに急激に減少している。その背景に、県・農業会・肥後米券社などが連携して小作争議が起きないように強力に協調体制が取られたこと、更に熊本県は、九州でさきがけて「警察処罰令」を追加し警察権を使って農民運動リーダーの弾圧を徹底しておこなっている。そこで、資本主義発展段階の視点だけでなく、小作農民と県・農会・地主会・肥後米券社・産業組合などの力関係を踏まえて時期区分を再検討する必要性がある。

## 3. 運動主体の階層性と要求の変化

(1) 運動を担う主体はだれか、熊本県の場合、第1期に当る画図村の小作争議では自小作上層＝中農上層を中心に争議が闘われた。第2期に当る大島村鯨の小作争議では、自小作と小作農、すなわち貧農を含む階層で闘われた。第3期（昭和農業恐慌以降）に当る不知火村の小作争議では、小作貧農層が中心になって闘われた。このように熊本県は西田・酒井氏が指摘した全国的な動きとほぼ同じ動きである。<sup>4</sup>

これに対して、郡築村の場合は全てが小作農であり、農民組合の組合員は1町歩未満の零細農から4町歩以上の大規模小作農も含まれ、小作争議時期区分の第1～3次にわたって闘われた特異な争議であった。

(2) 要求項目として、①小作料減額要求、②耕作権確立要求があったが、第1期には①小

<sup>3</sup> 西田美昭「農地改革の歴史的な性格」『歴史学研究』別冊特集、1973年、p160

<sup>4</sup> 西田美昭「農民運動の発展と地主制」『岩波講座日本歴史18 近代5』1975年、P176、酒井惇一「昭和恐慌期における『貧農的』農民運動の研究」東北大学農学部農業経営学研究室『農業経済研究報告』第6号、1965年、P91

作料減額要求を中心に闘われた。そして第2期では地主の土地取り上げに対する消極的意味での②耕作権確立要求、そして「土地を農民へ」と土地所有権要求運動へと進んだ。

昭和恐慌期に「農業に対する直接的打撃と農民の兼業賃労働に対する打撃とに両面から挟撃された」農民層、とりわけ小作貧農層の解放のために、「土地を農民へ」という土地所有権要求が出てきている。

郡築小作争議では、特殊ではあったが「7割部分権の獲得」＝開墾権＝所有権要求が第1期で既に存在した。このことは、郡築小作農民が経済的に困窮していたことが根底にあったが、それ以上に郡築干拓地の入植者は自らが資本と労力を投資・投入して農地をつくってきた自覚と認識とが開墾権＝所有権要求の根拠となったと考えられる。

#### 4. 運動主体の意識の変容

従来、小作料が高いことが「目に見える」ようになることの分析が、小作争議が発生するメカニズムを解明するポイントであると指摘されていた。暉峻氏は、小作農民の費用価格（ $C+V$ ）の認識、とりわけ「 $V$ 」を確保するためには小作料が「高すぎる」と認識したとして主張していた。<sup>5</sup>一方、西田氏は、商品生産小作農民が生まれるなかで、小作農民が努力したことが、地主に収奪されていく仕組み、すなわち地主的土地所有の矛盾が「見えてきた」と指摘している。<sup>6</sup>

熊本県の場合、歴史的背景で見たように、第1次世界大戦後の「金肥」（購入肥料）の増大、農業雇用労賃の上昇の中で、所得（自家労賃）を確保するためには、高額小作料をいかに引き下げるか、小作農民は小作料が高額であることが「目にみえる」ようになったと考えられる。一方、稲田村や大島村でみられたように大戦後の米と繭が商品作物として重要になる中で、高額小作料が「目にみえる」ようになった。

このように、暉峻氏・西田氏が指摘したように本県でも「 $V$ 」の認識と米・繭の商品生産小作農民の出現が意識の変容をもたらしたといえる。

#### 5. 農民運動が収束・衰退したメカニズム

小作争議が収束・衰退していく条件について、政治的支配の視角から代表的には1つは、坂根嘉弘氏の農業「協調体制」論である。坂根氏は、1920年代農民闘争の帰結として農村「協調体制」は、経済的「近代化」と政治的「民主化」を支配の論理へ吸収転化し、中農的基盤の漸次的拡大＝生産力基盤拡充と農民諸階級の政治的去勢＝階級的「眠り込み」という新しい段階の政治支配体制であったと指摘している。つまり、「協調体制」は、1920年代の小作争議＝階級対立を隠蔽する役割を担う「政治支配体制」あったと同時に、「ファシズム支配体制」を最下部

<sup>5</sup> 暉峻衆三『日本農業問題の展開』上、東京大学出版会、1970年、p 264

<sup>6</sup> 西田美昭『近代農民運動史研究』東京大学出版会 1997年、p 146

において支えうる最終細胞」であったと指摘している。<sup>7</sup>

一方、横関至氏は、選挙干渉から三・一五事件に至る一連の弾圧は、共産党・無産政党・社会運動への弾圧となり、選挙民の政治的選択の幅は著しく狭められた。日農組織の壊滅後、農民運動参加者たちは既成政党のいずれか1つを支持することを余儀なくされた。つまり既成政党による民衆掌握が進展したのであると指摘している。<sup>8</sup>

熊本県における小作争議は、1922年に争議発生件数がピークを迎え1923年以降急激に減少しているが、県・地主会・農会・肥後米券社など小作争議抑制のために強力に圧力をかけた結果であった。坂根氏は「協調体制」の最終細胞（主として産業組合とそれを支えた部落単位の農事実行組合）を指摘したが、本県の場合は、産業組合ではなく、むしろ県・農会・肥後米券社が小作争議抑制に大きな役割を果たしたといえる。

また、熊本県の場合は、政友会と憲政会（民政党）の政争が激しく、かつ共産党・無産政党・社会運動への弾圧が厳しかったため、横関至氏が指摘したように小作農民の政党支持行動は既成政党に掌握されていったといえる。さらに、横関氏が指摘した政治支配だけでなく、郡築村に見られたように昭和恐慌後の経済更生運動、それに続く戦時体制では、「教化常会」などの思想教育が徹底して行われた。また、学校教育では軍国主義教育が徹底されていった。最後に「満州」開拓農業移民として侵略戦争へ駆り出していった。つまり、国家が直接、農民運動を圧殺した。

## 6. 農民運動の歴史的規程

西田氏は、「農民的小商品生産の進展とともに、地主的土地所有の矛盾が深まり、地主的土地所有の解体の方向をめぐって闘われたのが農民の闘争＝小作争議であった。」としている。これに対して、横関至氏は西田論があまりにも経済的視点に偏っていると批判し、社会的・政治的視点を加えて「農民運動は、政党政治の下で多様な要求の実現をめざす耕作農民の大衆的運動であり、社会主義に直行するものではなく民主主義的な改革をめざすものであった。」とした。

筆者は、第1期に当る画図村の小作争議は小作料減免要求が中心であり、西田論、横関論ともに当てはまるといえる。第2期の大島村争議の土地取り上げ反対、第3期の不知火村争議における耕作権確立の要求ならびに、郡築争議での開墾権＝所有権要求、公民権獲得要求、女性差別反対要求などは、横関氏が指摘した「多様な要求の実現をめざす耕作農民の大衆的運動」であったといえる。

また、横関氏の「社会主義に直行するものではなく」についてはどうか、第3期不知火村で小作農民は、地主の不当な土地取り上げに反対したが、それは「階級的視点」ではなく、「百姓の筋道を通したもの」であった。小作農民は「自分たちが農地を耕し、作物を育てているのだ、

<sup>7</sup> 板根嘉弘「協調体制の歴史的意義—後退期地主制下における農村支配の一形態—」『日本史研究』第233号、1982年、P29

<sup>8</sup> 横関至『近代農民運動と政党政治』御茶の水書房』1999年、pp 281~282

自分たちの労働があつてこそ農地として価値があるのだ」という確信、つまり「耕作権」の考えがあつたといえる。同じく、郡築小作争議でも、「部分権」＝開墾権＝所有権要求は、干拓後の農地造成に要した大部分は入植者の労働・資本投下に基づくものであり、「階級的」考えではなかつた。したがつて、筆者は、横関氏の「社会主義に直行するものではなく」に近い考えである。しかし、全面的に賛同するかといへば、そうではない。郡築争議では、「階級的」視点があつたことは否定できない。

## 7. 熊本県の特徴

熊本県における寄生地主は、九州の中でも飛びぬけて多く、しかも水田の小作率は敗戦まぎわまで上昇し60%までいたつた。すなわち熊本県における小作争議は、強い寄生地主制の中で闘われたのが第1の特徴である。

熊本県では寄生地主制が継続した理由は、県・農会・地主会・肥後米券社・産業組合が支援したことであつた。そのため、肥後米券社を通じた小作米検査の徹底、農会による地主・小作協調体制の強化対策などが図られた。そのことが小作農民の負担となり、1922年、全国でも4番目に多い小作争議の発生をもたらした。しかし、その後、急激に減少する。その背景には県・農会・地主会・肥後米券社・産業組合などが連携し、小作争議を弾圧した。熊本県の小作争議発生件数は、福岡県に対して、5分の1と少なく、これは県・農会・地主会・肥後米券社・産業組合などの連携した強硬な小作争議弾圧が大きく影響している。これが第2の特徴である。

また、地方改良運動や昭和農業恐慌後の経済更生運動、「教化常会」など社会・学校教育、さらに警察権力を通じて思想弾圧が行われた。これが第3の特徴である。

しかし、このような経済的・社会的・政治的に小作農民へ弾圧が加えられても、県下各地に、人間らしく生きるために、生存権・平等権・抵抗権など人権意識に目覚めるとともに、土を耕し作物を育て、実らせるのは自分たちの仕事（労働）であることに確信し、誇りをもって立ち上がった小作農民がいたことが第4の特徴である。

さらに、小作争議時期区分の第1～3期にわたつた郡築争議では、日本（全国）農民組合・労働組合・水平社・学生などの連帯した闘いであつたこと、青年・婦人の活躍、特に杉谷つもを中心として女性の運動参加があつたことが第5の特徴である。